

船橋市職員の給与などを公表します

市職員の給与などは、地方自治法および地方公務員法に基づき制定された条例・規則により支給されています。その内容について、市民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。

(資料：令和7年地方公務員給与実態調査)

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考)5年度 の人の人件費率
6年度	人 649,393	千円 243,323,649	千円 4,393,247	千円 43,439,784	% 17.9	% 16.2

(注) 人件費には、特別職（市長や副市長、議員など）や一般職（非常勤含む）に支給される給料、報酬のほか、退職手当や健康保険料の使用者負担分等を含みます。

実質収支＝歳入総額－（歳出総額＋翌年度へ繰り越すべき財源）

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

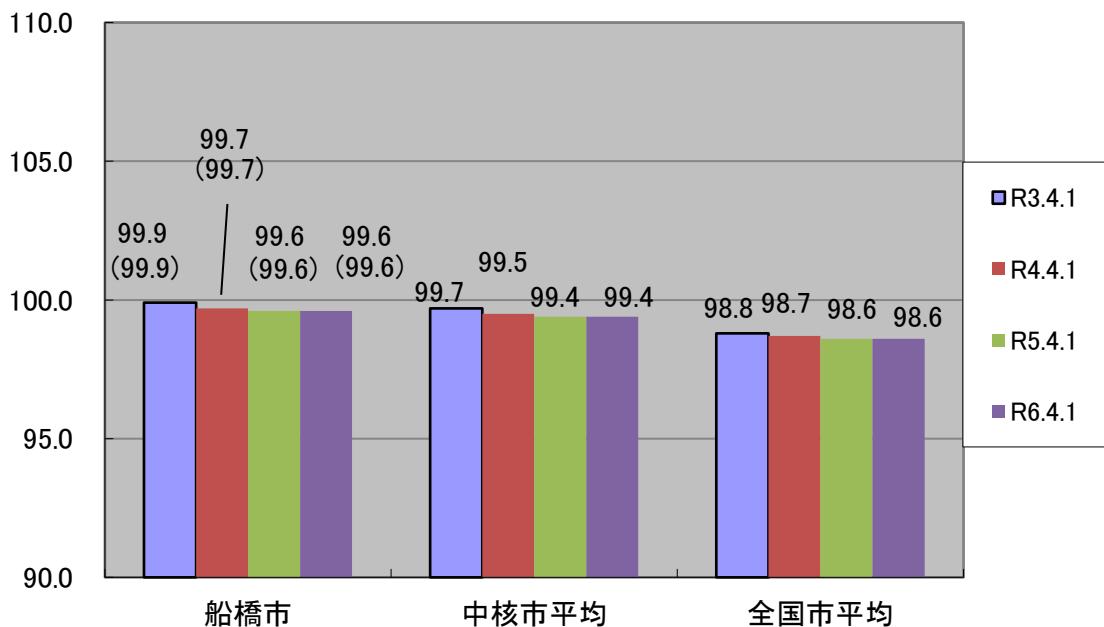
区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考)中核市平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
6年度	人 3,947	千円 13,322,651	千円 4,679,748	千円 6,016,075	千円 24,018,474	千円 6,085	千円 *

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は令和6年4月1日現在の常勤の一般職職員の人数です。（再任用短時間勤務職員、病院など企業会計等の職員は含みません。）

3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正した、ラスパイレス指数です。船橋市の地域手当は国の指定基準に基づいた支給割合を用いているため、地域手当補正前と補正後のラスパイレス指数は同じ値となります。
- 3 中核市平均とは、人口規模、産業構造が類似している中核市のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し [実施]

[給料表の改定実施時期] 平成27年4月1日											
[内容] 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%（最大3.6%）引下げました。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。											
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。											

②地域手当の見直し [実施]

[支給割合] 国基準11%に対し、船橋市においては12%を支給しています。

(参考)

	27年度 の支給割合		28年 度の支 給割合	29年 度の支 給割合	30年 度の支 給割合	元年度 の支給 割合	2年度 の支給 割合	3年度 の支給 割合	4年度 の支給 割合	5年度 の支給 割合	6年度 の支給 割合	7年度 の支給 割合
	4月 1日 時点	遡及 改定 後										
国基 準によ る支給 割合	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	11%
船橋 市の 支給 割合	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。（平成27年4月1日）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
船橋市	39.9歳	315,697円	432,703円	380,028円
千葉県	*	*	*	*
国	*	*	*	*
中核市平均	*	*	*	*

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
船橋市	57.9 歳	182 人	328,964 円	433,731 円	375,788 円
うち 清掃職員	57.5 歳	85 人	336,461 円	495,322 円	388,047 円
うち 学校給食員	-	0 人	-	-	-
うち 用務員	58.9 歳	28 人	320,018 円	366,507 円	360,696 円
うち 自動車運転手	※	1 人	※円	※円	※円
千葉県	*	*	*	*	*
国	*	*	*	*	*
中核市平均	*	*	*	*	*

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
船橋市	40.0 歳	367,689 円	461,604 円
千葉県	*	*	*
中核市平均	*	*	*

- (注) 1 「平均給料月額」とは令和 7 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (= 時間外勤務手当等を除いたもの) で算出しています。
- 3 対象となる職員が 1 人の場合は、個人情報保護の観点から数値を「※」で表記しています。

(2) 職員の初任給の状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

学校卒業後、直ちに採用された者の初任給の給料月額は、次のとおりです。

区分	船橋市		千葉県		国	
	決定初任給		初任給		初任給	
一般行政職	大学卒	225,600 円	*		総合職 230,000 円	
	高校卒	194,500 円	*		一般職 220,000 円	
技能労務職	一	185,200 円	*		188,000 円	
	大学卒	252,600 円	*			
教育職	高校卒	211,900 円	*			

- (注) 技能労務職については、初任給決定の際学歴区分を設けていないため、技能員・技労員それぞれの資格・年齢ごとの初任給基準にのっとり、平均額を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	270,038円	358,765円	399,684円	406,693円
	高校卒	※	316,434円	※	397,200円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	369,000円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
教育職	大学卒	342,300円	398,580円	※	397,000円

(注) 1 経験年数とは、学校卒業後直ちに市に採用され、引き続き勤務している場合には採用後の年数を言い、採用前に民間就職歴等のある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数を言います。

2 対象となる職員が1人の場合は、個人情報保護の観点から数値を「※」で表記しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

一般行政職のうち行政職給料表（1）適用者の級別職員数とその構成は下表のとおりです。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任主事 主任技師	係長 副主査	主査	課長補佐 副主幹	次長 課長 主幹	局長 部長 参与		
職員数	人 239	人 550	人 451	人 272	人 247	人 177	人 104	人 27	人 2,067	
構成比	% 11.6	% 26.6	% 21.8	% 13.2	% 11.9	% 8.6	% 5.0	% 1.3	% %	
参考	1年前の構成比 9.0	% 27.0	% 23.7	% 13.4	% 11.7	% 8.6	% 5.3	% 1.3	% %	
5年前の構成比 7.2	% 36.7	% 15.3	% 13.9	% 11.7	% 8.8	% 4.2	% 0.9	% 1.3	% %	
管理職手当額						58,200円 ～ 49,900円	89,300円 ～ 66,400円	114,700円 ～ 104,200円		
1号給の給料月額	183,500円	230,000円	265,300円	298,800円	321,300円	355,200円	408,300円	510,200円		
最高号給の給料月額	258,100円	308,500円	354,700円	386,100円	398,200円	415,700円	450,900円	540,900円		

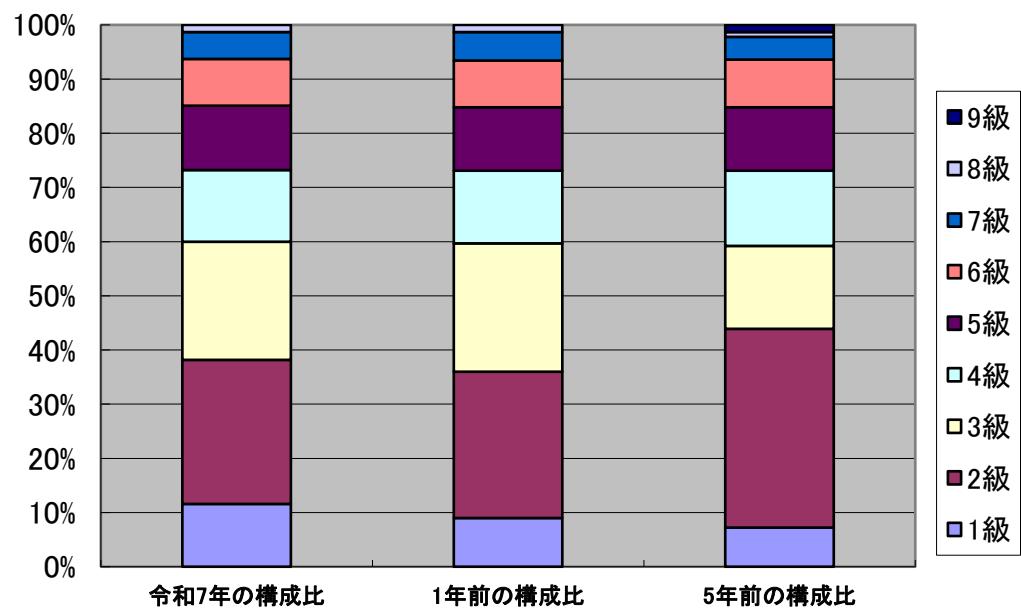
(注) 1 船橋市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

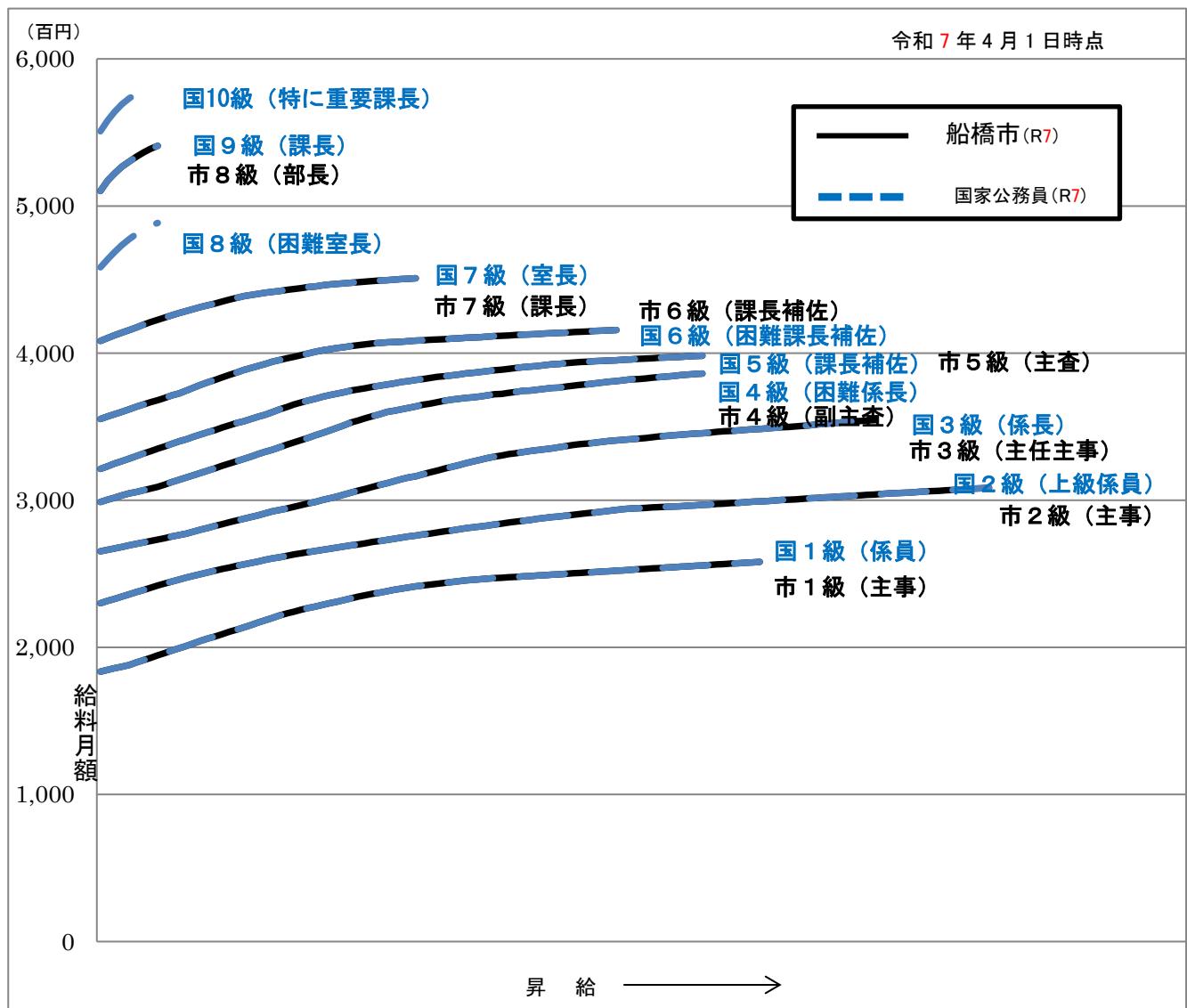
3 端数処理の都合で、各々の構成比の合計が100%とならない場合があります。

4 6級以上の職員には、職務の特殊性に基づき管理職手当が支給されます。

5 令和3年4月1日に級区分を改正し、改正前の7級と8級を改正後の7級へ、改正前の9級を改正後の8級へ移行しています。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和 7 年 4 月 1 日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（船橋市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○		○	
標準の区分のみ（一律）	＊	＊	＊	＊
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

職員に支給される主な手当の概要は、次のとおりです。

船橋市	千葉県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,485千円	*	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)	*	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)
職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%	*	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(船橋市)

令和7年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率	○	○
標準の成績率のみ(一律)		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定期間		

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

区分	船橋市			国		
退職手当	自己都合	応募認定・定年		自己都合	応募認定・定年	
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額			47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の 加算措置		定年前早期退職特例措置 として2%～45%加算		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 として2%～45%加算	
退職時 特別昇給		なし		退職時 特別昇給	なし	
1人当たり 平均支給額		自己都合	4,464千円			
		定年	20,875千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和6年度に退職した職員（全職種）に支給された手当の平均額です。
- 2 令和6年度は応募認定退職者の募集は行っておりません。
- 3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	1,673,755千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	41万3,273円

支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
船橋市	12(16)%	4,039人(111人)	11(16)%

- (注) 1 支給割合の()内は医師です。
- 2 支給対象職員数の()内は、再任用短時間勤務職員で外書きです。(病院など企業会計等の職員は含みません。)

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

特殊勤務手当	区分	全職種
	支給実績額(6年度)	66,767千円
	職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)	20.2%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(6年度)	83,563円
	手当の種類(手当数:7年度)	17

特殊勤務手当一覧表（令和7年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症等の発生時に作業に従事した職員	患者の検診、消毒等	192千円	日額 500円～6,000円
保健福祉手当	獣医師、薬剤師、精神保健福祉士、生活保護に係る面接及び調査等に従事した職員、児童相談所等での虐待対応等に従事する職員等	保健衛生業務等	12,898千円	月額 3,300円～5,500円 日額 200～3,550円
危険作業手当	放射線技師、消防職員等	放射線照射、消火作業等	2,679千円	1回当たり 220～330円 日額 290～500円
救急業務手当	救急業務に従事する消防職員	救急業務	20,219千円	1回当たり 140～510円
行旅死病人取扱作業手当	行旅死病人の取扱作業に従事した職員	行旅死病人の取扱作業	0円	1回当たり 2,800～3,900円
清掃手当	清掃作業等に従事した職員	清掃作業等	14,628千円	日額 300～530円
路面整備作業手当	道路の新設、補修、舗装作業に従事した職員	道路の新設、補修、舗装作業	0円	日額 290～360円
毒物劇物取扱作業手当	毒物及び劇物の取扱作業に従事した職員	毒物及び劇物の取扱作業	76千円	日額 200円
徴収等手当	市税の徴収、国民健康保険料等の収納に従事した職員	市税の徴収等	607千円	日額 230～280円 1件当たり 270円
大型特殊自動車等運転手当	大型特殊自動車等運転に従事した職員	大型特殊自動車等の運転	111千円	日額 150円
管理責任手当	電気主任技術者、建築主事	施設の管理または責任者の業務	319千円	月額 4,000～6,600円
街頭補導手当	街頭での青少年の補導に従事する職員	街頭補導業務	16千円	日額 270円
用地交渉手当	用地取得のため、交渉に当たる職員	用地交渉業務	39千円	日額 600円
教育職員特殊業務手当	教育職員	非常時の緊急業務等	13,991千円	日額 1,800～8,000円
教育業務連絡指導手当	教育職員のうち教務主任、学年主任等	学校教育法施行規則に基づく職の業務	322千円	日額 200円
医務手当	保健所の医師	保健衛生業務	3,383千円	給料の月額の 25%
医師研究手当	保健所の医師	保健所勤務	1,548千円	月額 30,000～80,000円

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当	6年度	支給総額	13億5,666万円
		職員1人当たり支給年額	38万9千円
	5年度	支給総額	12億3,117万円
		職員1人当たり支給年額	34万5千円

- (注) 1 6年度は衆議院議員選挙、千葉県知事選挙への対応が生じました。
 2 5年度は千葉県議会議員選挙、船橋市議会議員選挙への対応が生じました。
 3 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(6・5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の支給対象職員数で、短時間勤務職員を含みます。(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。)

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度 決算)	支給職員1人 当たり平均支 給年額(6年 度決算)
扶養手当	(月額) ・配偶者 3,000円 ・父母等 6,500円 ・子1人 11,500円 ・配偶者及び父母等に係る手当については、行政職給料表(1)8級および医療職給料表(1)4級の職員は不支給 ・特定期間(年度年齢16~22歳)にある子については5,000円を加算	同じ		307,314千円	220,297円
住居手当	(月額) 借家等を借り受けている職員に対し家賃の額(16,000円超)に応じて28,000円を限度に支給	同じ		284,990千円	304,802円
通勤手当	・交通機関(電車・バス等) 6ヶ月定期代相当分を4・10月に支給 ・交通用具(自動車等) 使用する距離に応じて2,500~33,100円を毎月支給	異なる	(国) 交通機関:55,000円/月を限度に6ヶ月定期代相当分を支給 交通用具:使用する距離に応じて2,000~31,600円を毎月支給	375,822千円	107,562円
在宅勤務手当	自宅等において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3ヶ月以上の期間について、1ヶ月当たり平均10日を超えて命じられたときに3,000円/月を支給 ※令和6年度~新設	同じ		—	—
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間を勤務した場合、勤務1時間につき、時間当たりの給与額の135/100を支給	同じ		263,269千円	450,032円
夜間勤務手当	午後10時~翌午前5時まで正規の勤務時間として勤務した場合、勤務1時間につき、時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ		30,480千円	59,300円
宿泊手当	宿泊直勤務を命じられた職員に対し、4,400~22,000円を支給	同じ		—	—
管理職手当	職務の特殊性に基づき、給料月額につき適正な管理職手当額表が定められている 43,000~114,700円/月を支給	異なる	(国) 俸給表、官職に応じ、定額の手当額が定められている 地方出先機関の課長 46,300円~本府省の課長 130,300円など	297,712千円	684,395円

管理職員特別勤務手当	管理職が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により勤務がある場合、2,000～12,000 円/回を支給	異なる	(国) 官職に応じ、3,000～18,000 円/回を支給	15,043 千円	34,582 円
調整初任給手当	医師である職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された場合、38,900～251,200 円/月(1 年ごと減額)を支給	同じ		3,025 千円	1,513 千円
教員特別手当	市立高校及び市立特別支援学校の高等部に勤務する教育職員に対し、2,000～8,000 円/月を支給	異なる	(国) 制度なし	4,910 千円	61,375 円
災害派遣手当	災害対策基本法等により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員が本市の区域内に滞在することを要する場合 1 日につき 3,970 ～6,620 円を支給	異なる	(国) 制度なし	—	—

5 特別職の報酬等の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	1,076,000 円	(参考)中核市における最高/最低額 *
	副 市 長	818,000 円	*
報 酬	議 長	759,000 円	*
	副 議 長	686,000 円	*
	議 員	613,000 円	*
期 末 手 当	市 長 副 市 長 議 長 副 議 長 議 員	(6 年度支給割合) 6 月期 2.250 月分 12 月期 2.350 月分 計 4.60 月分	*
退 職 手 当	市 長 副 市 長	給料月額 × 在職月数 × 0.44 (任期 4 年勤続の場合 22,725,120 円) 給料月額 × 在職月数 × 0.28 (任期 4 年勤続の場合 10,993,920 円) <任期毎に支給>	

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

各年 4 月 1 日現在

区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部門		R6 年	R7 年		
普通会計部門	議会	23	24	1	議会事務の強化
	総務企画	475	497	22	国勢調査、選挙対応、空家対策強化、マイナンバー事務の体制強化
	税務	147	150	3	システム標準化対応
	民生	1,305	1,354	49	児童相談所設置準備
	衛生	458	449	△9	可燃ごみ収集体制の見直し
	労働	4	4	0	
	農林水産	33	36	3	農業振興体制の強化
	商工	22	24	2	商工振興体制の強化
	土木	302	319	17	改正省エネ法対応、組織改正に伴う業務移管
	計	2,769	2,857	88	[参考]船橋市の人団1万人当たりの職員数 43.99 人 (中核市の人団1万人当たりの職員数 * 人)
計公営企業等会	教育部門	497	499	2	教育体制の強化
	消防部門	681	683	2	消防体制の強化
	小計	3,947	4,039	92	[参考]船橋市の人団1万人当たりの職員数 62.20 人 (中核市の人団1万人当たりの職員数 * 人)
	病院	894	921	27	医療・看護体制の強化
	下水道	88	86	△2	組織改正に伴う業務移管
	その他	183	193	10	システム標準化対応
	小計	1,165	1,200	35	
	合計	5,112 [5,390]	5,239 [5,390]	127 [0]	[参考]船橋市の人団1万人当たりの職員数 80.68 人

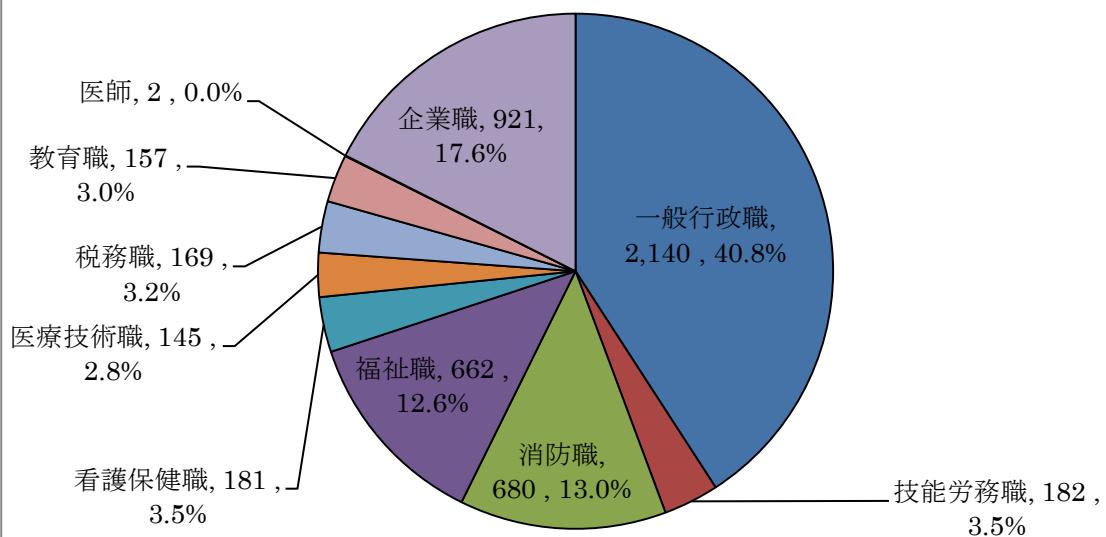
(注) 1 職員数は常勤の一般職職員の人数です。休職者等は含まれますが、会計年度任用職員は除きます。

2 []内は、船橋市職員定数条例の合計です。

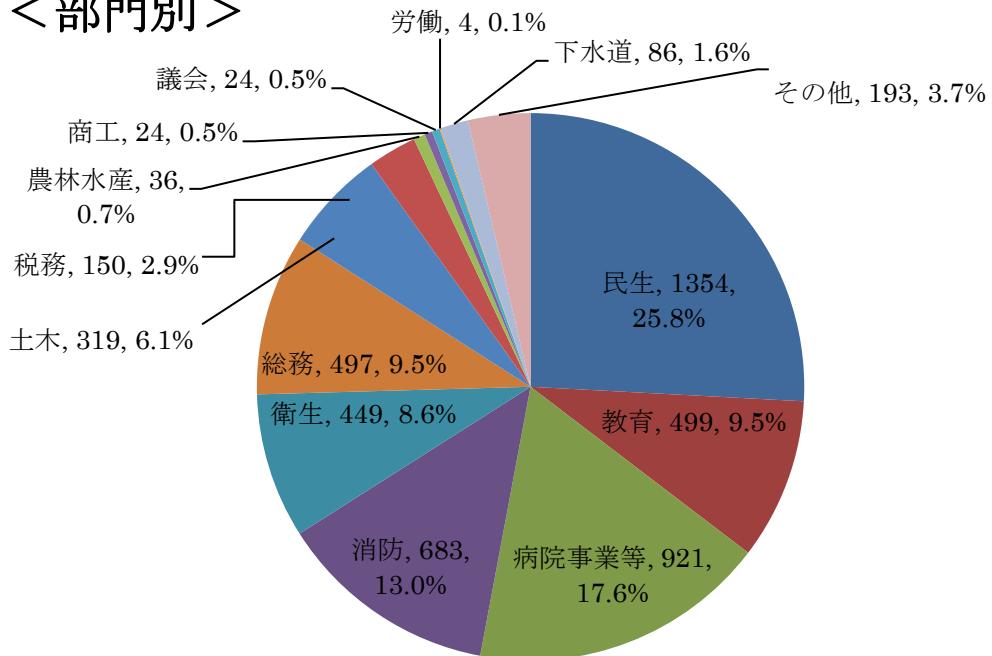
3 △はマイナスを表します。

(職員構成の状況)

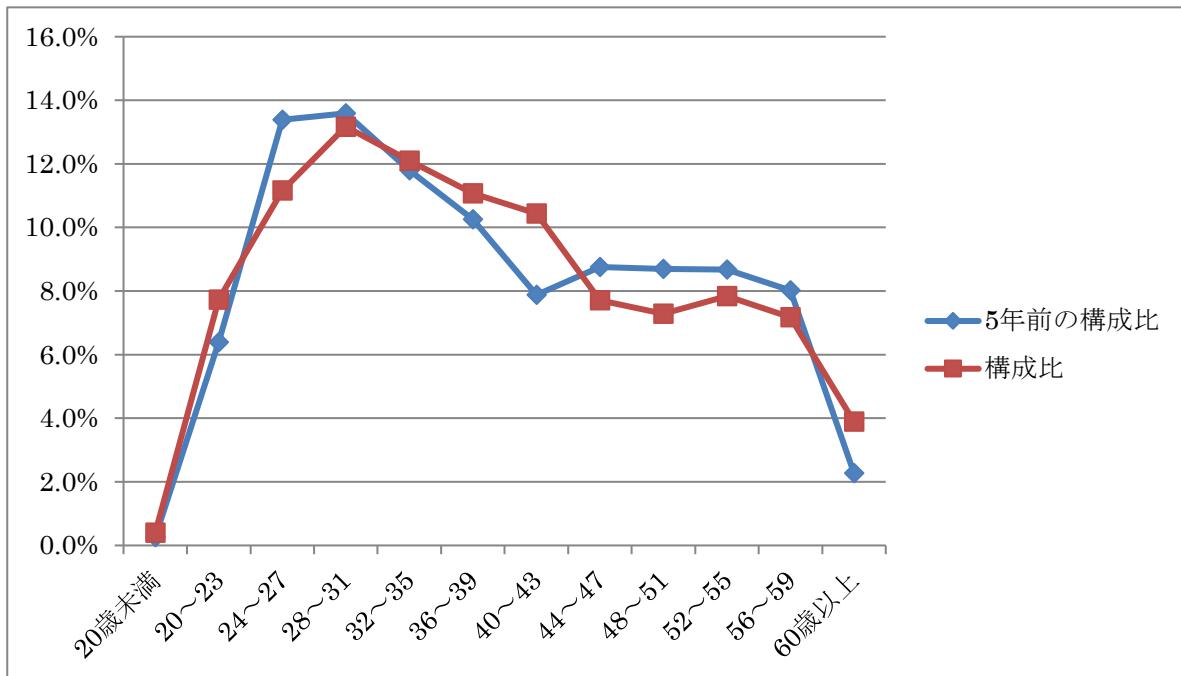
<職種別>



<部門別>



(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 21	人 405	人 585	人 690	人 634	人 580	人 547	人 404	人 382	人 411	人 376	人 204	人 5,239

(3) 職員数の推移

年度 部門別	各年4月1日現在 (単位:人)							過去5年間 の増減数 (率)
	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
一般行政	2,727	2,758	2,733	2,734	2,769	2,857		130 (4.77%)
教育	536	517	501	494	497	499		△37 (△6.90%)
消防	640	639	659	660	681	683		43 (6.72%)
公営企業等 会計	1,108	1,131	1,141	1,151	1,165	1,200		92 (8.30%)
計	5,011	5,045	5,034	5,039	5,112	5,239		228 (4.55%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

※本市の病院事業は、平成 21 年度から地方公営企業法の全部適用となります。

(1) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 5 年度の総費用に 占める職員給与費比率
6 年度	千円 20,882,258	千円 △1,082,008	千円 10,373,275	% 49.7	% 48.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 94,494 千円を含みません。

区分	職員数 (A)	給 与 費				1 人当たり 給与費 (B/A)	(参考)市町村平均 1 人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
6 年度	人 881	千円 3,553,575	千円 2,398,222	千円 1,605,546	千円 7,557,343	千円 8,578	千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は令和 7 年 3 月 31 日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
船橋市(病院事業)	37.6 歳	394,858 円	725,324 円
医師	42.1 歳	568,637 円	1,428,111 円
看護師	35.8 歳	349,274 円	548,100 円
事務職	42.7 歳	386,291 円	628,777 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

船橋市(病院事業)	
1人当たり平均支給額(6年度) 1,822 千円	
(6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分
(1.40 月分)	(1.00 月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	
役職加算 5~20%	

注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です

イ 退職手当 (令和7年4月1日現在)

船橋市(病院事業)		
勤続 20 年	自己都合 19.6695 月分	応募認定・定年 24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置として 2~45%加算	
退職時 特別昇給	なし	
1人当たり 平均支給額 (6年度)	自己都合 定年	875 千円 22,251 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。
- 3 令和6年度は応募認定退職者の募集は行っておりません。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	479,546 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	544 千円

支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
船橋市	12(16)%	924 人	11%

※ () は医師

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	534,892 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	607 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)	93.8%
手当の種類(6年度手当数)	16

特殊勤務手当一覧表 (令和7年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
医務手当	(1) 医療業務に従事する医師及び歯科医師(参与を除く) (2) 医療サービスを患者に直接提供しているとして管理者が定める者	医療業務	246,420 千円	(1)給料の月額の 25% (2)月額 4,000 円
医師研究手当	病院局に勤務する医師及び歯科医師	医療センター勤務	81,653 千円	月額 35,000~160,000 円
解剖手当	医師又は歯科医師の指導監督の下に解剖検査に従事した臨床検査技師及び衛生検査技師	解剖検査業務	57 千円	1回当たり 3,000 円
放射線取扱手当	医師又は歯科医師の指示の下に、放射線・エックス線照射作業に従事する診療放射線技	放射線・エックス線照射作業	3,420 千円	日額 400 円

	師、診療エックス線技師、医学物理士及びその他管理者が定める職員			
手術室勤務手当	手術室に勤務する看護師	手術室勤務	2,000 千円	月額 5,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間中の深夜に勤務した医療職員	医療センターの深夜勤務	168,820 千円	1回当たり 2,000 ~ 13,500 円
放射線照射介助手当	放射線照射の介助をした歯科衛生士及び看護師	放射線照射の介助	1,428 千円	1回当たり 300 円
救急待機手当	救急診療等のため正規の勤務時間外に自宅待機した医療職員	救急待機業務	9,476 千円	1回当たり 2,000 円
救急呼出手当	正規勤務時間以外の時間において、救急の呼出しで診療をした医師及び歯科医師(管理職に限る。)	正規勤務時間以外の救急診療	8,382 千円	1時間 2,000 円(1回につき 10,000 円を限度)
救急搬送診療手当	高規格救急自動車に同乗して診療した医師及び歯科医師	救急搬送診療	2,080 千円	日額 8,000 円
分娩手当	分娩を取り扱った医師	分娩に関する業務	910 千円	1件 10,000 円
産業医手当	産業医として従事した医師	産業医に関する業務	900 千円	月額 20,000 円
救急勤務医手当	救急救命センターにおいて、救急患者の診療対応のため、宿日直業務に従事した医師及び歯科医師(管理職に限る。)	救急救命センターの宿日直業務	-	1回 19,000 円(宿直) 1回 14,000 円(日直)
派遣手当	要請に応じて院外で業務に従事した医師及び歯科医師	院外での診療業務	-	日額 100,000 円以内
時間外診療従事手当	勤務時間外又は休日等に救急外来患者若しくは病状が急変した入院患者に対し管理者が別に定める手術、処置又は麻酔に従事した医師	時間外・休日等に管理者が別に定める手術、処置又は麻酔業務	8,430 千円	1回 20,000 円以内
専門・認定看護師手当	(公社)日本看護協会による専門又は認定看護師の認定証を所有する職員で当該資格に係る看護業務に従事した職員	専門・認定資格に係る看護業務	916 千円	月額 5,000 円(専門) 月額 3,000 円(認定)

才 時間外勤務手当

6 年度	支給総額	553,533 千円
	職員1人当たり支給年額	824 千円
5 年度	支給総額	534,831 千円
	職員1人当たり支給年額	744 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(6・5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の支給対象職員数で、短時間勤務職員を含みます。(管理職員教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。)

力 その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	(月額) ・配偶者1人 3,000円 ・父母等1人 6,500円 ・子1人 11,500円 ・配偶者及び父母等に係る手当について、企業行政職給料表(1)8級および企業医療職給料表(1)4級の職員は不支給 ・特定期間(年度年齢16~22歳)にある子については5,000円を加算	同じ		62,506千円	253千円
住居手当	(月額) 借家等を借り受けている職員に対し家賃の額(16,000円超)に応じて28,000円を限度に支給	同じ		82,502千円	332千円
通勤手当	・交通機関(電車・バス等) 6カ月定期相当分を4・10月に支給 ・交通用具(自動車等) 使用する距離に応じて2,500~33,100円を支給	同じ		76,555千円	102千円
在宅勤務手当	自宅等において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて命じられたときに3,000円/月を支給 ※令和6年度～新設	同じ		-	-
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間を勤務した場合、勤務1時間につき、時間当たりの給与額の135/100を支給	同じ		72,862千円	270千円
夜間勤務手当	午後10時～翌午前5時まで正規の勤務時間として勤務した場合、勤務1時間につき、時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ		72,915千円	154千円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に対し、12,100~24,200円/回を支給	同じ		82,885千円	486千円
管理職手当	職務の特殊性に基づき、給料月額につき適正な管理職手当額表が定められている。 47,100円~137,700円/月を支給	同じ		69,448千円	862千円

別 勤務手当	管理職が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により勤務がある場合、2,000～12,000 円/回を支給	同じ		-	-
調整手当	医師である職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された場合、46,200 円～252,400 円/月を支給	同じ		383,424 千円	2,712 千円

市職員の給与等についての問い合わせは

総務部職員課給与係 Tel 436-2134

職員数の状況についての問い合わせは

総務部人事課組織定数係

Tel 436-2138

公営企業職員の状況についての問い合わせは

医療センター総務課人事給与係

Tel 438-3321